

議案第 47 号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1回の申請につき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第4項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第17条(見出しを含む。)中「介護時間」の次に「、不妊治療休暇」を加える。

別表第1の18の項中「7月から9月まで」を「5月から10月まで」に改める。

(大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は不妊治療休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

(大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は不妊治療休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。